

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その翌日
が休息日)

目 次

◇ 条 例

育児休業に係る給与等に関する条例の一部を改正する条例

職員への給与に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

◇ 人委規則

育児休業給の支給に関する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

条 例

育児休業に係る給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十三年二月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十一号

育児休業に係る給与等に関する条例の一部を改正する条例

育児休業に係る給与等に関する条例（昭和五十一年四月鳥取県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、同項の次に次の五項を加える。

（育児休業給）

2 当分の間、育児休業の許可を受けた職員には、育児休業の期間中、育児休業給を支給する。

3 育児休業給の月額は、給料の月額に、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第百十四条第二項の規定に基づき定められた割合を乗じて得た額を合計した額とする。

4 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年十二月鳥取県条例第五十号）第三条第一項の教職調整額を支給される職員に係る前項の規定の適用については、同項の給料には当該教職調整額が含まれるものとする。

5 前三項に規定するもののほか、育児休業給の支給に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

6 職員に育児休業給が支給される間、職員の給与に関する条例第二条第

一 項中「義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当、育児休業給」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の育児休業に係る給与等に関する条例の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

職員の給与に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十三年二月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十二号

職員の給与に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第十六条の六第二項中「一万円」を「一万五千二百円」に改める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第二条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

四十七 教育業務連絡指導業務従事職員の特殊勤務手当
第四十九条第一項中「指導業務」の下に「、部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）」における児童若しくは生徒に対する指導業務」を加える。
第五十六条を第五十七条とし、第五十五条を第五十六条とし、第五十四条の次に次の一条を加える。

(教育業務連絡指導業務従事職員の特殊勤務手当)

第五十五条 教育業務連絡指導業務従事職員の特殊勤務手当は、公立の小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校に所属する教諭のうち、次の表に定める教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。

小 学 校	教務主任又は学年主任
中 学 校	教務主任、学年主任、生徒指導主事又は進路指導主事
高 等 学 校	教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、学科主任又は農場長
盲学校、聾学校 又は養護学校	教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、学科主任又は寮務主任

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき二百円とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定及び第二条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定（第四十九条第一項の規定を除く。）は、昭和五十二年四月一日から適用する。
- 3 職員が、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、昭和五十二年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

人事委員会規則

育児休業給の支給に関する規則をここに公布する。

昭和五十三年二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第五号

育児休業給の支給に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、育児休業に係る給与等に関する条例（昭和五十一年四月鳥取県条例第二十四号。以下「条例」という。）附則第五項の規定に

基づき、育児休業給の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。
(育児休業給の算定方法)

第二条 条例附則第三項の規定による育児休業給の月額、給料の月額に、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百十四条第二項の規定に基づき定められた短期給付に係る掛金の割合と福祉事業に係る掛金の割合とを合算した割合及び長期給付に係る掛金の割合をそれぞれ乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を合計して算定するものとする。

(育児休業給の支給方法)

第三条 育児休業給は、給料の支給方法に準じて支給する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十一年四月一日から適用する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第六号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

規 則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十三年十月鳥

取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第三の四の表の特一等級の項第一号及び第二号中「規模の大きい」を削り、同表の一等級の項第一号及び第二号中「校長又は相当困難な業務を処理する」を削り、同表の二等級の項第一号中「教頭、」を削る。

別表第三の五の表の特一等級の項第一号中「規模の大きい」を削り、同表の一等級の項第一号中「校長又は相当困難な業務を処理する」を削り、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 幼稚園の相当困難な業務を処理する教頭の職務

別表第三の五の表の二等級の項第一号中、「小学校又は幼稚園の教頭、」を「又は小学校の」に改め、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 幼稚園の教頭、教諭又は養護教諭の職務

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の内任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第七号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二

十二号)の一部を次のように改正する。

別表の教育委員会事務局及び教育機関の教育委員会事務局の本庁の項中

課長 指導主査 社会教育主査	三種
----------------------	----

を

課長	三種
指導主査(人事委員会が承認したものに 限る。)	四種
社会教育主査(人事委員会が承認したものに 限る。)	四種
指導主査	五種
社会教育主査	五種

に改

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第八号

別表第一 教育職給料表(二)の適用を受ける者 (第四条関係)

職務の等級 号給	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
1	12,100 円	— 円	4,500 円	— 円
2	12,400	7,900	4,700	4,200
3	12,700	8,200	4,900	4,300
4	13,000	8,600	5,200	4,500
5	13,200	8,900	5,400	4,600
6	13,500	9,200	5,700	4,800
7	13,800	9,600	5,900	5,100
8	14,000	9,900	6,200	5,300
9	14,200	10,300	6,500	5,500
10	14,400	10,600	6,700	5,800
11	14,600	10,900	7,000	6,000
12	14,800	11,200	7,300	6,300
13	15,000	11,500	7,600	6,500
14	15,100	11,800	7,900	6,800
15	15,200	12,100	8,200	7,000
16		12,400	8,600	7,200
17		12,700	8,900	7,500
18		13,000	9,200	7,700
19		13,200	9,600	7,900
20		13,500	9,900	8,200
21		13,800	10,300	8,400
22		14,000	10,600	8,600
23		14,200	10,900	8,800
24		14,400	11,200	9,000
25		14,600	11,500	9,200
26		14,800	11,800	9,300
27		15,000	12,100	9,500
28		15,100	12,400	9,600
29		15,200	12,700	9,700
30			13,000	9,900
31			13,200	10,000
32			13,500	
33			13,800	
34			14,000	
35			14,200	
36			14,400	
37			14,600	
38			14,800	
39			15,000	

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
 義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年十二月鳥取県人事委
 員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。
 別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第二 教育職給料表(一)の適用を受ける者 (第四条関係)

職務の等級 号給	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
1	12,100	—	4,900	—
2	12,400	9,200	5,200	4,200
3	12,700	9,600	5,400	4,300
4	13,000	9,900	5,700	4,500
5	13,200	10,300	5,900	4,600
6	13,500	10,600	6,200	4,800
7	13,800	10,900	6,500	5,100
8	14,000	11,200	6,700	5,300
9	14,200	11,500	7,000	5,500
10	14,400	11,800	7,300	5,800
11	14,600	12,100	7,600	6,000
12	14,800	12,400	7,900	6,300
13	15,000	12,700	8,200	6,500
14	15,100	13,000	8,600	6,800
15	15,200	13,200	8,900	7,000
16		13,500	9,200	7,200
17		13,800	9,600	7,500
18		14,000	9,900	7,700
19		14,200	10,300	7,900
20		14,400	10,600	8,200
21		14,600	10,900	8,400
22		14,800	11,200	8,600
23		15,000	11,500	8,800
24		15,100	11,800	9,000
25		15,200	12,100	9,200
26			12,400	9,300
27			12,700	9,500
28			13,000	9,600
29			13,200	9,700
30			13,500	9,900
31			13,800	10,000
32			14,000	10,100
33			14,200	10,200
34			14,400	10,300
35			14,600	10,400
36			14,800	
37			15,000	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の義務教育等教員特別手当に
関する規則の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第九号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第九条の五第四項第一号中「及び休日」を「、休日及び職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。）第十四条第二項の人事委員会規則で定める日」に改める。

第九条の二十六第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で勤務を要しない日等又は土曜日若しくはこれに相当する日に行うもの

第九条の二十六第三項第四号中「前項第四号」を「前項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 前項第四号の業務 五百円

第十条の二第一項中「職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取

県条例第三号）」を「給与条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。